

平成 21 年 3 月 23 日

総務部長決定

豊島区小規模事業者登録制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、豊島区（以下「区」という。）が発注する小規模な工事（修繕を含む。以下同じ。）、物品の買入れ、委託等に係る契約について、区内の小規模事業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 5 項に規定する小規模事業者をいう。以下同じ。）を登録することにより、受注の機会を拡大し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる契約)

第 2 条 対象とする契約は、小規模な工事、物品の買入れ、委託等に係る契約で、内容が軽易でかつ履行の確保が容易であると認められるものとする。

2 前項に規定する契約は、豊島区契約事務規則（昭和 39 年豊島区規則第 24 号。以下「規則」という。）第 39 条に規定する随意契約で、区長が適当であると認めるもの又は規則第 3 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する契約とする。

(登録の対象者)

第 3 条 登録を受けることができる者は、小規模事業者であって区内に本社の法人登記がある法人事業者（以下「法人事業者」という。）又は区内に商業登記、住民登録若しくは外国人登録がある個人事業者（以下「個人事業者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除くものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者並びに成年被後見人、被補佐人及び被補助人
- (2) 東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにおける競争入札参加資格者名簿に登録のある者
- (3) 登録、免許及び許可（以下「許可等」という。）を営業の要件とする業種に登録しようとする場合は、当該許可等を受けていない者
- (4) 国税又は地方税を滞納している者

(登録の方法)

第 4 条 登録を受けようとする法人事業者又は個人事業者は、豊島区小規模事業者登録申請書（別記第 1 号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添付し、区長に提出するものとする。

- (1) 登記事項証明書等 法人事業者にあつては商業登記の登記事項証明書、個人事業者に

あつては商号登記の登記事項証明書、住民票の写し又は外国人登録票の写し

(2) 納税状況を証明する書類 法人事業者にあつては法人事業税、法人税、消費税及び地方消費税の領収書又は写し、個人事業者にあつては住民税、所得税、消費税及び地方消費税の領収書又は納税証明書の写し

(3) 希望する業種を履行するために必要な許可等を証する書類の写し

(4) その他区長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類は、工事の登録業種又は物品の登録品目それぞれについて10件以内とする。

(登録名簿への登録)

第5条 区長は、前項の規定に基づき登録の申請があつたときは、申請書及び添付書類の内容を審査し、適当と認めるときは、申請書の副本を交付し、小規模事業者登録名簿(別記第2号様式。以下「登録名簿」という。)に登録する。

2 前項の審査の結果、登録を承認しないときは、区長は、理由を付して豊島区小規模事業者登録不承認通知書(別記第3号様式)により当該登録の申請者に通知する。

3 登録名簿は、区の各所属に公開するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、登録名簿に登録された日の属する年度から4年度目の9月30日までとする。

(登録の更新)

第7条 登録名簿の有効期間の終了にあたり、登録の更新を受けようとする者は、あらかじめ区長が定める期間内に更新の手続をするものとする。

2 第4条及び第5条の規定は、登録の更新に準用する。

(登録者の取扱い)

第8条 区長は、第2条の契約の相手を選定するときは、登録名簿に登録された者(以下「登録者」という。)対し、積極的に見積への参加機会を提供するよう努めるものとする。

(変更の届出)

第9条 登録者は、登録の内容に変更があつたときは、豊島区小規模事業者登録変更届(別記第4号様式)により届け出るものとする。

(登録の抹消)

第10条 区長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

(1) 第3条に規定する登録の要件を欠いたとき。

(2) 登録内容が事実と異なるとき。

(3) 東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにおける競争入札参加資格者名簿に登録されたとき。

(4) 契約の履行に関し、不正又は著しく不誠実な行為があったとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、小規模事業者登録に必要な事項は総務部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

豊島区小規模事業者（新規・継続）登録申請書

年 月 日

豊島区長

様

豊島区が発注する小規模工事（修繕を含む）・物品購入・委託等について、登録を申請します。

住所又は所在地	〒		
商号または名称	(フリガナ)		
代表者の職・氏名	(フリガナ)		
電話番号	03 ()	FAX	03 ()
従業員数	人（常時雇用する従業員数を記入）		

希望業種

登録業種（10業種以内とする）

工事		物品・委託		許可・免許の種類・名称等※
登録番号	業種名	種目番号	取扱品目番号及び区分・品目名	

- ・登録番号、業種名、取扱品目番号等は、別紙の登録業種一覧から選択してください。
- ※ 許可・免許等が必要な業種は、それらの名称等を記入し、許可証・免許証の写しを添付してください。

第3号様式（第5条第2項関係）

番 号
年 月 日

様

豊島区長

(公印省略)

豊島区小規模事業者登録不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった豊島区小規模事業者登録申請については、下記の理由で承認しないこととなりましたので、通知します。

記

1 不承認理由

